

## 社会参加サポート事業補助金 Q&A

質問	回答
補助額はどれくらいですか。	ウィッグ・乳房補整具それぞれ購入経費の1/2で、最大2万円までの補助になります。 例：2万円で購入した場合 → 1万円の補助 10万円で購入した場合 → 2万円の補助
申請に期限はありますか。	申請期限があり、それに違いがあります。 ウィッグ：購入日またはレンタル費用支払い日から1年以内 乳房補整具：手術後1年半以内（2024年4月より変更）で、購入日またはレンタル費用支払い日から1年以内
申請から補助金交付までどれくらい時間がかかりますか	2ヶ月から3ヶ月程度かかるため、他市町村にも申請の場合は申請期限にご注意下さい。郵送で交付決定通知書が届き、その際に領収書原本を返却しています。
家族名義の口座で申請できますか	補助対象者が成人の場合は本人申請とし、本人名義の口座で申請。補助対象者が未成年の場合は親権者による申請で、口座も親権者の口座となります。その場合は、本人との関係を証明する書類（戸籍謄本等）が必要となります。
前にも補助を受けましたが、新しいウィッグ（乳房補整具）を購入した場合、再び申請できますか	できません。申請はお一人のウィッグ補助1回、乳房補整具補助1回です。 以前ウィッグ補助を受けたかたが、乳房補整具補助を受けるのは可能です。
5年前の治療ですが、申請が初めてなら補助対象ですか	ウィッグ：購入後1年以内で、過去の治療証明が可能な場合は申請できます。 乳房補整具：手術後1年半以上経過している場合は対象外となります。
ウィッグ（乳房補整具）は1人1つだけですか	それぞれの申請において、購入される個数は問いません。購入された対象品の領収書をすべて添付し、1回にまとめて合計額で申請してください。合計金額の1/2（上限2万円）が補助額となります。ウィッグと乳房補整具の同時申請の場合、補助上限はウィッグ2万円、乳房補整具2万円となります。
がんの治療を証明する書類は何を準備すればよいですか	ウィッグ：脱毛副作用の証明のため、抗がん剤名か頭部放射線照射がわかる書類（診療明細書・治療方針計画書・薬手帳など）が必要です。 乳房補整具：手術日がわかる書類（退院時の診療明細書・生命保険提出書類など）が必要です。
住民票の代わりに免許証のコピーではダメですか	茨城県民であることを確認する必要がありますので、マイナンバーの記入のない住民票（3か月以内のもの）をご準備ください。
現在は茨城県内に住民票があるが、補整具を購入した時は県外に	対象者は申請日時点で茨城県内に住民票がある方となりますので、対象となります。

住民票があった。この場合は対象になりますか。	
住民票は茨城県内にあるが、現在の住居の住所とは異なる。申請書はどちらの住所を記載すればよいですか。 また、現住所に書類を送ってもらうことは可能ですか。	申請書には住民票の住所を記載してください。 交付決定書などの書類は現住所に送付することができますので、別紙に現住所を記載して申請書に添付してください。
どのようなウィッグが補助対象ですか	<b>対象</b> ：全頭用ウィッグ、装着するための保護ネット <b>対象外</b> ：シャンプーやブラシなどのケア用品、部分的に毛、」髪がついた帽子、送料
どのような乳房補整具が補助対象ですか（令和7年7月8日より改訂）	<b>対象</b> ：乳がん術後用の下着（ブラジャー、キャミソール、タンクトップ）、 <b>温泉入浴着、乳がん術後用の水着、パット、胸帶、人工乳房等</b> <b>対象外</b> ：乳がん術後用ではない下着、送料など
ウィッグと乳房補整具の購入・レンタル料金は医療費控除の対象になりますか	現時点では医療費控除の対象外です。
インターネットで購入したが、領収書がもらえなかった。どうすればよいですか。	領収書が発行されない場合は、購入内容や支払金額が確認できる書類を提出してください。 例）請求明細書、納品明細書など
インターネットでポイント支払いをした場合は、費用合計金額に含めてよいですか。	ポイント支払い分は対象外となるため、ポイント支払い分を差し引いた費用が費用合計金額となります。
商品券を使用して支払いをした場合は、費用合計金額に含めてよいですか。	購入品の支払いに使用した商品券を、助成対象者本人が購入したことが確認できる場合のみ対象とします。